

参財金委 140619 国際連帯税部分

(下線は編集者が引いた)

○川田龍平君 日本維新の会・結いの党の川田龍平です。
今日は三つの項目について質問をさせていただきます。

…

○川田龍平君 …

次の質問に入りますが、国際連帯税についてですが、去る五月五日に日仏首脳会議が行われた後にオランダ大統領主催の晩さん会がエリゼ宮で開催されましたが、その冒頭で大統領が、航空券税について安倍総理に関心を持っていただけていることに感謝するとスピーチしたと伝え聞いております。大統領が航空券税と言ったのは事実でしょうか。

○政府参考人(香川剛廣君) お答え申し上げます。

川田先生御指摘のオランダ大統領の発言でございますけれども、五月五日の安倍総理大臣歓迎晩さん会の乾杯の挨拶におきまして、同大統領は安倍総理が航空券連帯税に関心を寄せていることに感謝する旨発言したと承知しています。

○川田龍平君 同時に発表された日仏共同プレスリリースを読むと、革新的資金調達的重要性について一致し、日本国における国際連帯税に関する検討を歓迎したとあります。これは六月十一日に国会内で開かれた国際連帯税創設を求める議連の勉強会でも、フランスのマセ駐日大使が、昨年、大統領が十月に安倍総理に親書を送っていることも明らかにし、安倍総理への大きな期待感を示しました。大統領のスピーチや共同プレスリリースにも言及された航空券税について、安倍総理はオランダ大統領にいつ、どのような内容の返事をしたのでしょうか。

○政府参考人(香川剛廣君) お答え申し上げます。

航空券連帯税に触れましたオランダ大統領からの書簡に関しまして、これは本年の三月二十四日のハーグでの日仏首脳会談におきまして、安倍総理から書簡に対する感謝を述べるとともに、日本として、課題も多くあるが、引き続き検討していきたいという趣旨の御発言をされております。

それから、安倍総理が五月に訪仏した際の、その訪仏に関するオランダ大統領への礼状におきまして、これまでオランダ大統領からいただいた親書についても忘れていないという旨触れた返書をお返ししております。

○川田龍平君 私は、この国際連帯税、とりわけ航空券税についての検討というのはこれ半ば国際公約になっていると思います。五月の当委員会において財務大臣は、別件に関してでしたが、今年は例年より早く税制議論が始まっていると歓迎するような答弁をいたしました。この国際公約について、いつまでも関係省庁の押し付け合いの状態が進まないということではなく、是非官邸のイニシアチブを国交省などに指示を出して実質的な検討に入るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) ミレニアム開発目標、MDGの達成など、世界の開発需要に対応するためにはやはり幅広い開発資金の調達というのが必要になってくるというふうに思います。

国際連帯税を含む革新的資金調達についても国際的な議論を推進することが非常に重要だと認識しています。具体的などという資金調達メカニズムにするかについては、各国がそれぞれ可能な形で選択肢を検討していくことが必要だと考えます。

国際連帯税については、もう既に平成二十四年に成立をしております税制抜本改革法において、国際的な取組の進展を踏まえつつ検討することと、こう記載をされているわけでありますから、そのことも踏まえて、我が国としては、課題もたくさんありますけれども、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

○川田龍平君 今朝、衛藤征士郎会長、超党派議連の会長をされていて、税調副会長を務めておりますが、衛藤さんからもこの航空券税に絞って八月にも税制改正要望を提出することになったということで、官邸としてもこの問題に一層関心を持って是非取り組んでいただきたいと思います。

前回の質疑では、国交省に、導入している国での観光客や飛行機利用客数への悪影響があるかと。調査をしていないということで答弁をされていましたが、それでは航空業界の導入反対の要望を丸のみしているだけになってしまうのではないのでしょうか。何度も言いますけれども、フランスでも韓国

でも導入国ではそのような悪影響はないと聞いています。そういったことをフランスの大使も強調していましたが、業界の要望に根拠や合理性があるのか、国交省として精査をするべきではないでしょうか。

○政府参考人（甲斐正彰君） お答えいたします。

先生御指摘のとおり、航空券連帯税につきましては、我が国航空業界からは導入に反対する要望が出されているところであります。その主な理由は、課税に関します受益と負担の関係が不明確であること。それから、我が国の航空企業の国際競争力強化、あるいは地方航空路線維持のために、今、着陸料等公租公課の引下げを順次行っているところでございます、その取組に逆行するという。それから、観光立国の実現、広い意味ではその取組にも逆行するという理由でございます。

航空券連帯税の影響につきましては、現在、我が国では、先ほど、要望にありますように、着陸料を引き下げております。これを旅客一人当たり置き直してみますと、国内線で旅客一人当たり約四百円、国際線で旅客一人当たり約六百円の引下げを行っているところであります。既に導入済みのフランスの例ですが、航空券連帯税は国内線で一・一三ユーロ、約百五十八円、国際線で四・五一ユーロ、約六百三十一円が課税されておりますので、仮にフランス並みの課税を掛けたと仮定しますと、我が国では国内線では四割程度、国際線では全ての着陸料の引下げの効果が減殺あるいは失われることになると考えております。

また、昨今、円安による燃油費の増加を踏まえまして航空各社が今運賃値上げを実施している中で、航空券に対して新たな課税が掛けられることになりましたらば、消費者の消費意欲にも少なからず影響があるものと考えております。

いずれにせよ、航空券連帯税につきましては、米、英、独といった欧米主要国がまだ未導入ということでありまして、全体でもまだ十一か国にとどまっておりますので、今後の各国の動向には注視して、導入の動きなどにつきまして、そういうのがあれば情報を把握するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○川田龍平君 この航空券連帯税は、特に飛行機を使う人が三百円、四百円の額でもって行くのやめようということになるかという、そうではないと思うんですね。やはり、今、この航空券連帯税、特にUNITAIDなどの必要な医薬品、特にエイズ、結核、マラリアなど、そういった医薬品に必要な、今もう時間がないわけですね、これをいつまでもこういったずるずると議論している場合ではなく、やはりこういった、今、ODAの予算も減らされていく中で、なかなか予算が厳しい中で、新たな財源としてしっかりこういった航空券税をやっぱり是非検討していただきたいと思っております。

特に外務省にお願いしたいところがあるんですが、今年の政府の税制改正大綱には是非航空券税というものを明記していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（香川剛廣君） お答え申し上げます。

先ほど官房副長官から答弁いただきましたように、一昨年の税制抜本改革法におきまして国際連帯税については検討していくということがうたわれておりますので、外務省としても検討してまいりたいというふうに考えております。

○川田龍平君 次に、金融取引税についても質問いたします。

五月六日、欧州十か国が遅くとも二〇一六年一月一日までに金融取引税を導入することを合意しました。前回の質疑で麻生大臣からは、金融商品というのは次々と新しいものが出てくるので、そういった意味で取引自体がすぐ海外にシフトしてしまうので、よほどきちんとやらないと難しいということをお答えされておりました。しかしながら、三つの国でも、実は一昨年の八月に金融取引税を導入したフランスや、昨年三月、フランスに似た金融取引税を導入したイタリア、さらには金融取引税の一種と言える印紙税を五十年前から導入しているイギリスなど、いずれの国からもこの株取引を行う金融機関が海外にシフトしたとは聞いたことがないんですが、いかがでしょうか。

是非これは大臣にもお聞きしたいんですけども、海外へのシフトが起きるということを考えているのかどうか、それから、大臣、事務方がこのシフトが起きたことは確認できなかったと言っていましたけれども、是非大臣にこの国際連帯税また航空券税について一言いただきたいと思っております。

○政府参考人（三井秀範君） 欧州におきまして、イタリア、フランスなどにおきまして、今年の欧州十か国の五月六日の共同のステートメントを受けまして議論が進んでいること、それからイギリス、フランスなどにおいてその金融取引税があるということについて私どもも強い関心を持って注視しているところでございます。

一般的には、金融取引はボーダーレスに国境を越えて行われるということから、新たな課税などによって取引コストが増えますと国外への取引シフトが生じやすい特徴を持っていると、こういうふうに言われてございます。もっとも、グローバルな金融市場におけるこの取引のシフトというのは、市場自体の価格形成や取引状況が様々な要因によって起こり得るため、具体的に、フランスが金融取引税を導入した平成二十四年八月の時点、イタリアですと平成二十五年三月の時点、イギリスですとかなり古い時期になるかと存じますが、それぞれの時点でどのような原因で取引が増えたか減ったかというのを特定するのはなかなか困難ではないかと思えます。

とりわけこの平成十四年、十五年という時点では、欧州債務危機やアメリカの債務上限問題などがありまして、市場が非常に不安定な状況にあった中で、ECB、欧州中央銀行が国債の買入れプログラムを二〇一二年の九月に公表したり、あるいはアメリカの連邦公開市場委員会が量的緩和の第三弾を二〇一二年の九月にちょうど公表した時期などと相前後して、一部のマーケット関係者の指摘によりますと、こういった政策などを受けて市場が活発になった時期と重なるということから、なかなかその金融取引税、この一つの要因がこれらのマーケット全体にどのような影響を及ぼしたのかは必ずしも分析し難いところがあるかということをお理解賜れば有り難いと思えます。 ■■